

# 平成28年度 京都らしいMICE 開催支援補助制度

この制度は、京都市からの補助金による支援事業で、京都市内で開催される\*MICEにおいて京都らしさを演出し、且つ\*MICE参加者に「ほんまもんの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、京都らしい文化プログラムや伝統産業製品の活用費用の一部を補助することにより、京都市内での\*MICE開催を支援することを目的とします。

\*MICEとは：  
企業会議 (Meeting)、企業の報奨・研修旅行 (Incentive)、国際会議 (Convention)、展示会・イベント (Exhibition/Event) の総称。



A

レセプション等で活用いただける  
舞、和太鼓、茶道、着物着付、座禅体験、鏡開きなどの  
京都らしい**文化プログラム**

併用可能  
※上限30万円

**費用を補助します!**

B

参加者に配布する記念品や  
表彰対象者への副賞等で活用いただける  
京都らしい**伝統産業製品**  
及び**工房見学・体験費用**

## 平成28年度 制度改正ポイント

- 京都の伝統産業製品の工房見学・体験費用を新規補助対象に設定
- 京都市内での宿泊要件の追加  
(参加者の7割が、原則京都市内に1泊以上滞在すること。ただし、同窓会は除く)

《この制度は、京都市が更なるMICE誘致を行うため実施している支援事業です》

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル 5階

[TEL]075-212-4140 (土日祝を除く 平日8:45~17:30) [e-mail] kyoto@hellokcb.or.jp

<https://meetkyoto.jp>

[meetkyoto.jp](https://meetkyoto.jp)

検索

■**対象となるMICE事業** 補助の対象となるMICEは、一般観光を目的とするものではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブトラベル、同窓会であり、次の要件を全て満たす事業とします。

- ① 主たる事業が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に、京都市内で開催されること
- ② 参加者の 7 割以上が、原則京都市内に 1 泊以上滞在すること（ただし、同窓会は除く）
- ③ 対象事業の参加予定者がミーティング / インセンティブ / コンベンション：30名以上  
同窓会：100名以上(ただし、京都市外在住の参加者が5割を超えることが条件)
- ④ 開催事業自体が営業行為を目的としないものであること
- ⑤ 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること
- ⑥ 当該補助事業に対し京都市の他の助成金を利用しないこと
- ⑦ 当該補助事業及び当該補助事業と同様の事業に過去3年以内に本助成金制度を利用していないこと

■**補助内容** 補助の対象とする費用等は下記(A)・(B)の併用、もしくは(A)又は(B)とします。  
なお、参加者へのプログラム等で必ず当制度を活用したことを周知してください。

**A・B 併用可能 ※上限30万円**

## A 京都らしい文化プログラム

### (1) 文化プログラムの内容と活用場面

対象とするプログラムの内容は、京都市内の事業者を利用する舞、和太鼓、茶道、着物着付、座禅体験等、本制度の主旨に沿った内容とし、原則、式典やレセプション等で、参加者全員を対象とした場面に活用いただくこととします。また、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」に基づいた乾杯における清酒樽(伏見の樽酒等、京都市のブランドに限る)の購入にもご利用いただけます。

### (2) 補助費用

上記(1)に定める内容において、そのプログラムに要した費用の全額(上限30万円)を当財団が補助します。((A)、(B)併用の場合も合計で上限30万円です。)

### (3) 特記事項

プログラムによっては、舞台・音響等の設営を要する事や、参加者の交通用具の手配等が必要な場合がありますが、補助する費用はプログラム自体に要した費用とし、それ以外の費用は対象となりませんのでご注意ください。

## B 京都らしい伝統産業製品 及び工房見学・体験費用

### (1) 伝統産業製品の範囲

対象とする伝統産業製品は、原則として下記施設が認めた伝統産業製品とします。製品の詳細、購入につきましては、直接以下運営事業者までお問合せ下さい。  
指定施設：『京都伝統産業ふれあい館』(一部、京もの専門店「みやび」(WEB)で販売)  
HP アドレス：http://www.rakuten.ne.jp/gold/kyoutodentousangyou/  
運営事業者：公益財団法人京都伝統産業交流センター  
〒606-8343 京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 京都市勤業館内  
TEL：075-762-2670 FAX：075-761-7121 E-mail：fureaika@miyakomesse.jp  
http://www.miyakomesse.jp/fureaika/

注意事項：○本制度を利用して伝統産業製品を購入される場合は、必ず上記運営事業者まで電話にてお問合せ下さい。なお、購入者名義と申請者名義に、明白な関係が担保できるよう(例えば同一名義等)ご留意下さい。○発注商品の送料、包装費用は補助対象となりません。

### (2) 伝統産業製品の活用場面

- ① 対象補助事業の主催者が、参加者に公に配布することに活用いただくものとします。  
なお、配布する対象者を全参加者とする必要性はありません。
- ② 「京都伝統産業ふれあい館」を通じて手配された京都の伝統産業製品の工房見学・体験費用にもご利用いただけます。(工房見学・体験時の通訳者やガイド代、工房への交通費は補助対象となりません。)

### (3) 補助費用

上記(1)(2)に定める内容において、その購入に要した費用の全額(上限30万円、1人1個まで)を当財団が補助します。((A)、(B)併用の場合も合計で上限30万円です。)

## ■申請フロー

### 申請に必要な書類の提出

主催者

#### 必要な提出書類

- ① 京都らしい MICE 開催支援補助制度申請書(要申請者公印、担当者個人印不可)
- ② 当該補助事業の補足資料(企画書、事業計画書、プログラム、日程表等)
- ③ 補助予定事業(文化プログラム又は伝統産業製品)の見積書

#### 【申請者】

原則対象補助事業の主催者とします。ただし、代理店等が申請される場合は、別途主催者等の情報を提出いただきます。※主催者に代わり申請される場合は、必ず主催者の確認・許可を得てください。

#### 【申請時期】

対象補助事業の開催予定日1箇月前までとします。原則1箇月を過ぎた申請は受け付けません。

#### 【申請書提出先】

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー  
国際観光コンベンション部「京都らしいMICE開催支援補助制度」担当 宛  
〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所ビル5階 [TEL]075-212-4140

KCVB

### 申請書類の審査、補助可否の決定

京都らしいMICE開催支援補助制度通知書の発行

#### 【審査】

申請書受理後、1箇月以内に補助の可否を通知します。申請を審査した上で当該補助事業が補助対象となった場合は、「京都らしいMICE開催支援補助制度通知書」を発行します。なお、申請書を提出いただいた後も通知書が発行されるまで補助は確定しません。

主催者

### 対象事業の実施

MICE参加者への当制度活用の告知

#### 【当制度活用の告知】

「京都らしいMICE開催支援補助制度通知書」が発行された事業においては、必ず「京都MICEロゴ」および告知定型文を用いて参加者へ当制度活用の告知を行ってください。後援名義許可を得られた場合も別途、告知定型文を必ず明記してください。

主催者

### 報告と請求

#### 必要な提出書類

- ① 事業完了報告書(要申請者公印、担当者個人印不可)
- ② 告知定型文および京都MICEロゴを用いて当制度活用の旨を表現した資料、写真
- ③ 活用した補助事業の写真コピー(伝統産業製品の場合は購入商品の写真)
- ④ 活用した補助事業の費用支払の領収書コピー
- ⑤ 申請者名義による当財団宛請求書(上限30万円)(要申請者公印、担当者個人印不可)

【変更事項等の報告】申請事項等に変更のあった場合は直ちに書面をもって報告していただきます。

【取り消し】下記の場合は補助を取り消すこととします。

- ① 申請事項に虚偽があった場合
- ② 申請事項に変更が生じ、補助が適当でないとコンベンションビューローが認めたとき
- ③ その他、コンベンションビューローが不適当な事由があると認めたとき

【事業完了報告】申請者は、補助事業終了後1箇月以内に左記の書類を提出していただきます。

期限内に提出がない場合は、原則助成金を交付しません。

補助金額は、最終的に要した補助対象費用が通知書に記載の補助予定金額より下回った場合、その実費分が補助対象となります。

KCVB

### 指定口座に振込

#### 【支払】

上記、事業完了報告受理後、申請者にお支払いします。助成金の交付は事業終了後の後払いとなります。

【特記事項】 本制度利用のため申請者が行う「京都らしい文化プログラム」並びに「京都らしい伝統産業製品」の手配、購入につきましては、申請者と手配・購入先との間で契約行為であり、当財団は同契約について一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

【その他】 (1)本制度は、京都市からの補助金により、当財団の予算の範囲内において年度単位(4月1日から翌年3月31日)で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。  
(2)この要領に定めるもののほか、助成金の交付に必要事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

※詳しくは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー「平成28年度 京都らしいMICE開催支援補助制度」の要領をご覧ください。